

# 十勝圏複合事務組合徴税吏員等の委任に関する規則

平成19年3月2日  
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝市町村税滞納整理機構（以下「機構」という。）における、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員及び十勝圏複合事務組合運営に関する規則により準用する帯広市国民健康保険条例施行規則（平成4年規則第10号。以下「国保規則」という。）第22条第1項に規定する職務の委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第2条 徴税吏員及び徴収職員（以下「徴税吏員等」という。）の権限は、機構の吏員に委任する。

(徴税吏員証)

第3条 前条の規定により委任を受けた徴税吏員の身分を証明する証票（以下「吏員証」という。）は、様式第1号とする。

(徴収職員証)

第4条 第2条の規定により委任を受けた徴収職員の身分を証明する証票（以下「職員証」という。）は、様式第2号とする。

(吏員証及び職員証の取扱い)

第5条 徴税吏員等は、その職務を行うに当たっては、常に吏員証及び職員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 徴税吏員等は、紛失又は盗難等により吏員証又は職員証を亡失したときは、速やかに徴税吏員証等亡失届書（様式第3号）を組合長に提出しなければならない。

3 徴税吏員等は、吏員証又は職員証を亡失したとき、吏員証又は職員証が汚損又は摩滅等によりその使用に耐えられなくなったときは当該吏員証又は職員証を添えて、徴税吏員証等再交付申請書（様式第4号）を組合長に提出して、吏員証及び職員証の再交付を受けることができる。

4 機構の吏員が、その身分を失ったときは、吏員証及び職員証を返還しなければならない。

(徴税吏員証等交付台帳)

第6条 機構に徴税吏員証等交付台帳（様式第5号）を備え、徴税吏員等の委任又はその取消をしたとき、徴税吏員等の記載事項に異動が生じたとき、吏員証及び職員証の再交付を行ったときその他必要と認めるときは、速やかに加除訂正しなければならない。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。